

一般会計予算決算常任委員会  
民生福祉分科会記録

令和7年3月13日

【開催日】 令和7年3月13日（木）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前9時30分～午後0時20分

【出席委員】

分科会長	奥 良 秀	副分科会長	吉 永 美 子
委員	中 岡 英 二	委員	古 豊 和 恵
委員	前 田 浩 司	委員	山 田 伸 幸

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

副 議 長	中 村 博 行		
-------	---------	--	--

【執行部出席者】

福祉部長	吉 岡 忠 司	福祉部次長兼高齢福祉課長	尾 山 貴 子
福祉部次長兼子育て支援課長	石 田 恵 子		
社会福祉課長	和 田 英 樹	社会福祉課主幹兼地域福祉係事務取扱い	道 元 健 太 郎
社会福祉課課長補佐	三 好 正 幸	社会福祉課生活保護係長	田 邊 浩 巳
保険年金課長	西 崎 大	保険年金課主幹	伊 藤 佳 和 子
保険年金課国保係長	村 田 直 美	保険年金課年金高齢医療係長	水 野 雅 弘
保険年金課保健事業係長	林 美 由 紀	保険年金課保健事業係主任	戸 川 千 花
市民部長	梅 田 智 幸	市民部次長兼環境課長	山 本 満 康
生活安全課長兼消費生活センター所長	熊 野 貴 史	生活安全課主幹兼消費生活センター主幹	平 健 太 郎
生活安全課防犯交通係長	岡 野 文 恵	生活安全課市民相談係長	三 隅 貴 恵

【事務局出席者】

事務局 長	石 田 隆	庶務調査係長	山 田 寿 実 子
-------	-------	--------	-----------

【審査内容】

- 1 議案第10号 令和7年度山陽小野田市一般会計予算について

---

午前9時30分 開会

---

奥良秀分科会長 皆さんおはようございます。ただいまから、民生福祉分科会を開会いたします。本日の予定はお手元にあるように進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。審査番号6番、社会福祉課、保険年金課について審査を行ってまいります。こちらは審査事業がありませんので、予算書に従って審査を行ってまいります。ページで言うと136ページからになると思われまます。質疑を求めます。

山田伸幸委員 137ページの報酬に、民生委員推薦会委員10人というふうにあるんですけど、民生委員推薦会の役割、そして、この報酬はどの程度支払われているのでしょうか。

道元社会福祉課主幹兼地域福祉係長事務取扱い 民生委員推薦会委員の報酬につきまして、こちらに記載のとおり10名で予算計上しております。来年度は7回開催を予定しておりまして、報酬額は1人当たり4,000円ですので、計28万円が予算計上されております。役割につきましては、来年度は民生委員の3年に1回の改選の時期になっており、12月に改選があります。改選までの間に民生委員推薦会を行い、民生委員の候補となる方を推薦していただき、その推薦を県や国に報告するという役割がございます。

山田伸幸委員 民生委員推薦会の皆さんが推薦をされるということなんですか。

道元社会福祉課主幹兼地域福祉係長事務取扱い 民生委員推薦会で候補者を挙げて、そこで一人一人審査をしていただくという形になります。

山田伸幸委員 実際には、民生委員推薦会の皆さんが推薦されるのは、もし前回の名簿があったとしたら皆さん推薦する以外には一人一人については御存じないと思うんですね。実際、私どもの自治会でも大変選考に苦労いたしまして、何度も何度もいろいろな方を歩いて説得に行き、何とか引き受けていただけるという方を見つけて市のほうにお知らせをする。

これが実態だと思うんです。これは私どもだけじゃなくて、大体どこもそうだと他の自治会長も言っておられました。一体、この難しさはどういったことがあると考えておられるでしょうか。

道元社会福祉課主幹兼地域福祉係長事務取扱い 昨今の社会情勢の変化等により、民生委員の成り手を確保することが難しいというのは、本市に限らず全国的な問題として国でも認識されています。成り手の確保の障害になっている要因としては、少子高齢化が一つ挙げられます。また、民生委員の活動量が増加しているということもあります。高齢者世帯が増える一方で、就業率の上昇により定年後も働き続ける方が増えています。そのため、時間的な制約で民生委員が難しいという声も聞かれます。その他にも定年の引上げにより、年齢を重ねても働き続けている方の増加が問題として認識されています。

山田伸幸委員 それとこの活動が調査のときに若干の委託料が出るぐらいで、ほとんど手弁当といいますか、ボランティアになってしまう。そういったことで障害となっていることは言われなかったんですけど、そういったことは考えられないですか。

道元社会福祉課主幹兼地域福祉係長事務取扱い 民生委員法により、民生委員は無報酬のボランティアという規定があり、これは従わざるを得ません。市としては、活動費の補助金を毎年計上しておりますが、その補助金で支援を行う形となっております。

山田伸幸委員 現在の民生委員の定員は何名で、どれぐらいの方が民生委員として活動しておられるのでしょうか。

道元社会福祉課主幹兼地域福祉係長事務取扱い 本市の民生委員・児童委員の定数は、158名となっております。本日時点で12地区が不在となっておりますので、146名の方が活動されております。

山田伸幸委員 それともう一つ、自分の自治会以外にも、他の自治会の二つとか三つとか担当しておられる方もいらっしゃいますよね。やっぱりそういった方の負担も大きいんじゃないでしょうか、どうですか。

奥良秀分科会長 令和7年度は、そういうふうに他地区で二つも抱えてやられている方たちの負担は多いかということをお願いします。

道元社会福祉課主幹兼地域福祉係長事務取扱い 御指摘のとおり、自分が住んでいない自治会を担当されている民生委員の方もいらっしゃいます。また、二つ三つの自治会を兼任している民生委員もおります。そういった方々も精力的に活動していただいております。負担にならないように他の民生委員の役員もサポートしていますし、一人で悩みを抱えないように、風通しのよい事務局の運営を心がけております。そういったところでサポートしていきたいと考えております。

前田浩司委員 なかなか厳しい状況の中、この民生委員の方の選定条件っていうか、年齢と、例えばそこに何か月住んでるとか、そういった条件を教えてくださいいただけますか。

道元社会福祉課主幹兼地域福祉係長事務取扱い 民生委員の年齢要件は、特に定めておらず、選任の基準という形で国と県が目安を示しております。民生委員については、原則として80歳未満の者を選任するよう努めることが求められています。ただし、地域の実情を踏まえて弾力的な運用が可能で、精力的に活動されている80歳以上の方を拒むものではありません。この点については、民生委員推薦会で情熱があるか、健康に留意しているかなどを審査することになっています。また、主任児童委員については、65歳未満の者をなるべく選任するように努めること、そして女性を積極的に登用することが選任基準とされています。こちらも同様に地域の実情に応じてふさわしい方を選任することが求められてい

ますという通達が国と県から出されています。

山田伸幸委員 主任児童委員65歳以下ですが、これはなかなか難しいんじゃないですか。どうですか。

道元社会福祉課主幹兼地域福祉係長事務取扱い おっしゃるとおり、65歳未満という選任基準は厳しいものがあります。そのため、本市では65歳を超える方も多くいらっしゃいます。しかし、そういった方々も精力的に活動されておりますので、特段何か不利益があるとか、活動に支障があるということはありません。

吉永美子副分科会長 今回の御答弁の中で、女性を積極的にというお話が国から来てるということですね。その理由というのは上がっていますか。

道元社会福祉課主幹兼地域福祉係長事務取扱い 主任児童委員は、子供や児童福祉を専門とする方ですので、母親の相談を受けやすいという理由から、国のほうで女性を積極的に登用していただきたいという意向があると認識しております。

吉永美子副分科会長 明文化したものはないということで認識しているっておっしゃいましたが、国からは明文化したものはないということですか。

道元社会福祉課主幹兼地域福祉係長事務取扱い 法律や規定ではなく、あくまで選任基準としての通知となっております。

吉永美子副分科会長 ケースワーカー8名でしたか。それは令和7年度も減はございませんか。

和田社会福祉課長 来年度の人員配置等については、なかなかまだ把握できていないところもございます。特段そういった話も聞いておりません。ない

と思います。

吉永美子副分科会長　なぜお聞きするかというと、その要因としては、令和6年度の当初予算の中では、いわゆる正職員が19人となっていますが、令和7年度は正職員が2人減って17人で、会計年度任用職員が1人ということで、総トータルとしても1人減る予定になっています。予算書で上がってるということはもう確定しているわけですから、そちら側としては、可決をされてこのまま行かろうということだと思っておられるわけですから、そうするとこの減による影響は特にないでしょうか。大丈夫ですか。

和田社会福祉課長　137ページに挙がっている17名のことだと思うんですけど、こちらの職員数につきましては、私を含めてあと地域福祉係4名の計5名が社会福祉課の職員として認識しております。173ページの生活保護総務費の中の14名がケースワーカーを含めて、生活保護系の職員となっております。こちらのほうは多分昨年度と変わってないと思います。

吉永美子副分科会長　社会福祉課としては、特に減があるわけではない、影響があるわけではないということよろしいですか。

和田社会福祉課長課長　そのとおりだと思います。

中岡英二委員　ざっくりとした質問なんですが、社会福祉総務費が3,000万円増えてますが、これは、どういう要因で増えたのか説明してください。

奥良秀分科会長　136ページですね。

道元社会福祉課主幹兼地域福祉係長事務取扱い　社会福祉総務費の中で、社会

福祉課相当分になりますが、主な要因としては、社会福祉協議会の補助金が昨年度に比べて232万9,000円ほど増加しております。そのほか、通信運搬費等が昨年の10月に郵送料の変更があったため、それに伴った増額となっております。

中岡英二委員 今言われたのは232万円で、到底3,000万円の説明にはなっていないんですが、ほかの説明をしてください。

和田社会福祉課長 課長 これは複数の課の予算が入っておりますので、社会福祉課としては、主幹が説明した程度の金額だと思います。

奥良秀分科会長 民生委員の令和7年度の平均年齢は何歳ぐらいになりますか。成り手がなかなかいらっしやらないということで、多分ずっと更新されていると思われるんですが、令和7年度はいかがでしょうか。

道元社会福祉課主幹兼地域福祉係長事務取扱い 本市の平均年齢を算定した資料はございませんが、全国的に見た今年度の統計資料があります。そちらでは70歳から74歳の年齢区分が最も高く、31.2%となっております。

奥良秀分科会長 137ページよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）続きまして、139ページに移ります。

山田伸幸委員 139ページ、12節委託料です。生活困窮者自立支援事業委託料ということですが、どういった内容をどちらに委託されるのでしょうか。

三好社会福祉課課長補佐兼査察指導員 生活困窮者自立支援事業の必須事業として、生活困窮者自立相談支援事業という自立相談支援事業というものを社会福祉協議会に委託して、こちらの予算は924万円です。それと、

任意事業として就労準備支援事業というものも実施しますが、こちらは、労働者協同組合ワーカーズコープのほうに委託をしまして、予算は599万9,000円となっております。足して1,523万9,000円です。

山田伸幸委員 社協のは、これまでもおなじみの団体なんですけど、今言われたワーカーズコープは、どこにあって、主にどういったことをされる事業所なんですか。

三好社会福祉課課長補佐兼査察指導員 事業所は厚狭にあり、全国的に展開しておられまして、就労準備支援事業や就労支援等を主として全国的に展開しておられます。

山田伸幸委員 就労に結びつけるかがその腕の見せどころだろうと思うんですけど、大体年間何件ぐらいを見越しておられるんでしょうか。

三好社会福祉課課長補佐兼査察指導員 現在の利用者としては、6名の方が利用しておられます。最近、件数が少なかったのが増えまして6件です。あと、こちらは生活困窮者自立支援制度を使っています。新年度からは生活保護受給者の方も利用できるようになりますので、そちらの利用もして、さらに利用者を増やしていきたいと思っております。

山田伸幸委員 ということは、生活保護者以外の方が今までは対象者で、今後は生活保護の皆さんにもこちらを使うということですね。ということは今までやられてきた生活保護者への就労支援というのは、これに全部特化されるということによろしいんでしょうか。

三好社会福祉課課長補佐兼査察指導員 全部特化するということじゃなくて、ほかにもこちらの就労準備支援事業のほうは、職安等を通して一般就労するのがなかなか難しい方を対象にしておりますので、職安で一般就労

を探される方はまた別に指導がありまして、それが難しい方を訓練する形ってというか一般就労の前段階の練習というか準備のようなものをしていく事業になります。

山田伸幸委員 分かりやすく言うと職業訓練をするということなんですか。

三好社会福祉課課長補佐兼査察指導員 職業訓練というか、雇用契約ではない有償ボランティアというのが、金額の低いものがありまして、それを通して練習していき、一般就労をできるように近づけていくっていうものになります。

古豊和恵委員 そうすると、実際その委託料が出てることほどこかで受けてらっしゃるってことですけど、市内では何か所あってどこにあるんでしょうか。

三好社会福祉課課長補佐兼査察指導員 事業所として設けてるのは厚狭に1か所なんですけども、宇部市のほうも事業所がありまして、就労のほうは、農家の収穫の手伝いをしたり、病院で清掃の準備をしたり、そちらの送迎をやってもらうということ。宇部の事業所に行って、建物の中で昆布を詰めるとかという作業もあつたりはします。

奥良秀分科会長 よろしいでしょうか。139ページ。

吉永美子副分科会長 民生児童委員の行政調査委託料ということでいつも5月に活動して、調査で御高齢者のところに、こういう委託でお願いしてて、御負担をお願いしてるわけですが、市としては、活動中にけがをされた場合はどのように対応するんですか。

吉岡福祉部長 今、言われる高齢者実態調査になると思うんですが、所管は高齢福祉課になります。

道元社会福祉課主幹兼地域福祉係長事務取扱い 副会長が御指摘されたのは高齢者実態調査だと思います。民生児童委員の行政調査委託料としては、高齢者実態調査のほか、福祉部が依頼する様々な行政調査に包括した委託料となっており、生活保護時の意見書の作成や通常の見守り訪問なども委託しております。

吉永美子副分科会長 だから、その活動中にけがをされたときの補償はどのようになっていますか。

道元社会福祉課主幹兼地域福祉係長事務取扱い 失礼しました。民生委員・児童委員の皆様には保険に加入していただいておりますので、そちらで対応することになります。

吉永美子副分科会長 社会福祉協議会の補助金が上がってることがいけないという意味ではないんですが、200万円ほど上がってるんですけど、この原因は何でしょうか。

道元社会福祉課主幹兼地域福祉係長事務取扱い 社会福祉協議会補助金につきましては、法人運営にかかる人件費や事務費の一部を補助するものです。この補助金が上がった要因としては、来年度に退職される方が一人いらっしゃいまして、その退職金が発生するためです。そのため、一部人件費が増加したことが要因となります。

山田伸幸委員 先ほど民生児童委員の行政調査委託料で、様々な調査をされているということなんですけど、その単価は1日当たりなんですか。それともそういう調査1件当たりなんですか。

道元社会福祉課主幹兼地域福祉係長事務取扱い こちらの単価は、県の補助金が充当されておりますので、県のほうで単価が決まっております。定数

が158人で、1人当たりの行政調査委託料は6万200円と決まっております。

奥良秀分科会長 今139ページまで行きましたが、よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

山田伸幸委員 保護司会のことはこちらでいいんですか。(うなづく者あり)  
非常に額は少ないんですけど、保護司会の補助金が非常に額は少ないんですけど出ておりますが、今、保護司と言われてる方が何人おられて、定数が何人で、確保されてるのは何人なんですか。

奥良秀分科会長 令和7年度は何人の予定ということをお願いします。

道元社会福祉課主幹兼地域福祉係長事務取扱い 保護司についての御質問ですが、現在の具体的な人数は手元に資料がなく、申し訳ございません。保護司は民生委員と同様に無報酬のボランティアであり、地域福祉や更生保護活動について積極的に活動されており、市に大変貢献されている方々と認識しております。その上で補助金の交付を行っております。

奥良秀分科会長 何人かは分からないってことですね。139ページまでよろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)続きまして、141ページの上段です。

吉永美子副分科会長 令和6年度におきましては、この遺族会の補助金というのは「連合」となっていましたが、「連合」が外れた理由は何でしょうか。

道元社会福祉課主幹兼地域福祉係長事務取扱い これまでは、連合遺族会補助金として昨年度まで支出していましたが、令和6年4月に連合遺族会が事実上解体されました。それまで、厚狭遺族会と埴生遺族会、小野田連

合遺族会の三つの組織が連合遺族会として組織されていましたが、これが三つの組織に分かれました。しかし、これらの組織は引き続き継続して活動していますので、それぞれの組織に案分して補助金を支給することになります。

古豊和恵委員 21節賠償金。毎年20万円が出てるんですけど、この賠償金は何に対する賠償金なんですか。

吉岡福祉部長 この賠償金については、福祉部全体で所管するものでして、交通事故であるとか、そういったときに支払うというか、充てるものになります。

奥良秀分科会長 全体ということです。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）141ページ終わりました、続きまして148ページです。後期高齢者医療費です。

山田伸幸委員 この目のことで伺いたいのですが、後期高齢については別途、特別会計がある中で、それとは別にこの後期高齢者医療費ということはこの目が立てられているんですが、これは、どういった目的でこういう目があるんですか。

西崎保険年金課長 主には、この後期高齢者医療費の目の構成と申しますか、後期高齢者が先ほど言われました特別会計の繰出金とか、後期高齢者の広域連合に支払う151ページを御覧いただいて、18節負担金、補助及び交付金の療養給付費負担金と市一般会計から特別会計に予算を抽出するための目として使っているのが主な目的で、あと一つは、現在高齢者の介護保険事業と介護予防の一体的事業とかをやっていますので、特別会計ではなくて、一般会計として、高齢者に対して事業を行うときの予算のための目と認識していただければと思います。

山田伸幸委員　そういったことを踏まえて12節委託料、高齢者の保険事業と介護予防の一体的実施事業委託料ということですが、これはどういった内容で、どちらのほうに委託されてるんでしょうか。

戸川保険年金課保健事業係主任　委託料ですが、薬剤師会や歯科衛生士会、あとはNPO法人等に事業を実施するための委託料としてお支払いをさせていただきます。

奥良秀分科会長　どのような事業をされてるかということなんですが。

西崎保険年金課長　高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業、これについては、本市では令和3年度から実施しております。読んで字のごとくで、高齢者の保険事業と介護予防を一体的に、主として事業一体的に事業するものです。もともとは広域連合の後期高齢者広域連合が行う保険事業をきめ細かな対応をするために市が受託を受けて、広域連合からの受託を受けて実施するものです。本市としては、保険年金課と健康増進課と高齢福祉課の3課が連携して実施しております。3課が協力して、保険事業と介護予防を一体的に実施しているというような事業で各種いろいろな事業があるんですけども、それを委託する費目としてこの12節の委託料の費目が上がっております。

奥良秀分科会長　149ページまでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

吉永美子副分科会長　ここの目の担当の方が逆に、要は会計年度任用職員の方のパートの方を1人入れられて2人で対応ということで、何か事業のやることの幅というか内容が多くなったんでしょうか。

西崎保険年金課長課長　先ほど申しました高齢者の保険事業と介護予防の一体的を実施するに当たりまして、令和6年度から全市を対象とした事業を展開しております。その中で、その対象者が増えまして、その量の部分

が拡大したんですけれども、今度は質の改善をするために、新たな会計年度職員の保健師を採用しまして、それを実施するという事で、体制を強化するために会計年度職員を配置します。ちなみに、先ほど広域連合からの受託を受けてやると申しましたけども、財源については広域連合から、今回の会計年度任用職員に伴う人件費が賄われますので、その財源を活用しながら、体制を整備したということになります。

奥良秀分科会長 続きます、151ページ。

和田社会福祉課長 申し訳ございません。先ほどの保護司会の会員数ですが、昨年頂いた総会の資料を見させていただきますと名簿の中で、確認させていただきましてところ38名だろうと思います。

奥良秀分科会長 151ページから質疑を求めます。6目までです。

山田伸幸委員 国民年金の事業というのは、市民から、資格の確認とかその程度の事業になっているんでしょうか。

水野保険年金課年金高齢医療係長 国民年金の業務については、国民年金の1号加入者に係る資格の届出や保険料免除等の届出、そのほか障害年金に係る事務と国民年金の給付に係る最初の請求の事務を受け付けております。

吉永美子副分科会長 僅か1,000円とはいえど、建物借上料が福祉センター運営業務で減っています。これは変動するんですか。

道元社会福祉課主幹兼地域福祉係長事務取扱い Aスクエアの家賃と共益費になりますが、昨年と比べて1,000円ほど安くなっています。これは昨年度の予算計上の際に、家賃と共益費をそれぞれ計上した関係で1,000円ほど多く計上していたためです。実際の請求時には、家賃と共

益費を合わせた額で請求がありましたので、実態に沿った形で1,000円減らしております。

奥良秀分科会長 来年度はこうなると。151ページまでよろしいですか。「はい」と呼ぶ者あり)なければ、続きまして172ページ。3款3項1目、2目です。

山田伸幸委員 先ほどケースワーカーのことが出ました。以前から女性のケースワーカーの採用について言ってきたんですけど、これについてはどの程度、配置されようとしてるんでしょうか。

和田社会福祉課長 現在、女性のケースワーカーは1名配置されております。「来年度は変わらず」と呼ぶ者あり)来年度はまだ分かりませんが、少なくとも1名以上は配置をお願いしているところでございます。

山田伸幸委員 それとケースワーカーで、社会福祉士なり、そういう資格を持って当たられてるのは何人なんですか。

和田社会福祉課長 現在の社会福祉士を有したケースワーカーはいませんが、全員、社会福祉主事の資格は有しております。

山田伸幸委員 その資格は、研修によって得られるんですか。それとも何か試験を受けてということでしょうか。

和田社会福祉課長 一般的には、例えば4年制の大学卒業された方につきましては、その中で指定科目というのがありまして三つ以上指定科目を取られたら大丈夫ですっていうのがございますので、基本的にほとんどの職員がそういった形になっております。4年制の大学卒業していない職員につきましては、資格認定課程というのを養成のため通信で受けまして、社会福祉主事の資格を取るようしております。

山田伸幸委員 それとあわせて、様々な社会的な状況に合わせていくためにも、いろいろな研修等も必要だと思うんですけど、それはどの程度考えておられるのでしょうか。

奥良秀分科会長 令和7年度研修はどのぐらいやられるかってことで。

和田社会福祉課長 毎年、県の講習がありますので、そちらのほうには積極的に参加させていただいております。来年度も開催されると思いますので職員には受けさせるようにしております。

前田浩司委員 逆に今年度の実績というか、今の社会福祉主事の資格の実績は、何人かおられるんですか。試験を受けられてっていうか。

奥良秀分科会長 令和7年度はどのぐらいやれるかってことを聞かれたらいいんじゃないですか。

前田浩司委員 令和7年度は何人ぐらいを考えておられるのでしょうか。

和田社会福祉課長 また来年度新たに人事異動等で資格を持たないケースワーカーが異動して来ましたら、そのときには今、説明させてもらったように、もし、4年制大学とかを出られてなくて指定科目等を取られてない方がいらっしゃいましたら、通信課程を受講していただきまして、資格を取るようにさせていただく形になります。

吉永美子副分科会長 ケースワーカー8人で対応しておられて、以前と比べると保護世帯が減っているかという思っているんですけども、1人当たりの担当が、何世帯の平均になっておりますでしょうか。それで来年度どう対応されるかということです。

奥良秀分科会長 来年度は何人で、1人が何名の生活保護者を対応されるのか  
ってことでお願いします。

和田社会福祉課長 地区によって違いますけど、70件から80件の間です。  
ケースワーカー専任の地区になりますが、大体70人から80人ほどで  
す。

吉永美子副分科会長 基準としては80世帯までってなっていると認識していて、  
間違いはないと思うんですけど、それを超えるという実態はないと、来年  
度もないということによろしいでしょうか。

和田社会福祉課長 現在もございませんし、来年度もないようにしたいと思  
います。

山田伸幸委員 それと訪問の際に、1人で行かれるということはないんでし  
ょうか。

和田社会福祉課長 1人で行くこともあろうかと思いますが、必要に応じて  
面接指導員も同行はしております。

奥良秀分科会長 173ページよろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)続き  
まして、175ページ。2目の扶助費。

山田伸幸委員 生活保護を受給するときによく問題になるのが、預金の調査と  
ともに、それから自動車を持ってるかどうかということがよくあるんで  
す。この自動車の保有についてはどういう指導をされておられますか。

田辺社会福祉課生活保護係長 自動車の保有につきましては、申請された段階  
で、容認できるのかできないのかをケース診断会議を開きまして、福祉  
事務所としての判断をしております。その中で、保有を認められないと

いう場合には処分指導をしております、自動車は使わないように指導をしております。

山田伸幸委員 容認できる、できないという基準というのは何なんですか。

田辺社会福祉課生活保護係長 国のほうで、基準が示されています。例えば、障害者の方が通院する場合、仕事をされている方が通勤される場合で、公共交通機関が使えない場合、夜間勤務で公共交通機関が使えない場合には認められるようになっています。

中岡英二委員 175ページの委託料の中で、嘱託員派遣委託料27万円というのが計上されてます。これについて、もう少し詳しく説明してください。

田辺社会福祉課生活保護係長係 嘱託医派遣委託料につきましては、小野田医師会に委託しております、市民病院の豊重先生を派遣していただいています。生活保護の中で、医療の専門的な判断が必要なときとかに助言を頂くようなものとなっております。

中岡英二委員 豊重先生1人がされてるということですか。

田辺社会福祉課生活保護係長 この嘱託医派遣委託料につきましては豊重先生1人分となっております。

吉永美子副分科会長 これは、随時必要に応じて行かれて定期的、ちょっと心配な人に定期的とかじゃなくて随時で行かれるということですか。市から行ってくださいねということで、どういう形になっているんですか。

田辺社会福祉課生活保護係長 毎月、医療判定会議を開催しております、市役所まで豊重先生に来ていただいて、その会議の中でいろいろ相談に乗

っていただいてるような形になります。

吉永美子副分科会長 下の使用料及び賃借料の中のシステム利用料が、令和6年度に比べて、令和7年度は随分と減る形になりますが、理由をお知らせください。

田辺社会福祉課生活保護係長 システム利用料の減少の理由につきましては、標準化法というのがございまして、その中で、生活保護の業務システムが、今年11月25日から国が作成した標準仕様に準拠して開発したシステムを利用するようになるんですが、それに伴って標準の仕様から外れるものがあるというところで、利用料が減少しております。

奥良秀分科会長 175ページまでよろしいですか。

山田伸幸委員 今年度、かなり酷暑で、生活保護受給者の皆さんが、エアコンあるなしですごく苦勞されて、あっても電気代のことを心配されて、なかなかつけないという話も聞きます。そもそも収入が乏しくて、エアコンをつけられない。私の知ってる例では病院に運び込まれたという例もあるんですけど、生活保護としてそういった酷暑対策ということで何かされたでしょうか。

奥良秀分科会長 「された」ではなくて令和7年度「されるのでしょうか」ってことで。

和田社会福祉課長 来年度になりますけども、今年度もそうですけど市単独での助成事業等はございません。

山田伸幸委員 訪問の際に分かるじゃないですか。そこにはエアコンがない、あるいはあっても使っていない。そういった状況が分かっているときにどういうふうにしてるかということをお聞きしています。

和田社会福祉課長 申し訳ありません。訪問の際に、エアコンのあるなしは確認しております。ない方につきましては、貸付け制度等の御説明もさせていただきますし、厚生労働省の熱中症対策のパンフレット等に沿って説明をさせていただいて、十分、健康等に留意するように支援を行っております。

山田伸幸委員 貸付けというのは、返済が必要になってきますよね。その返済は要するに生活保護費の中から返済をさせるということなんですけど、それは許されているんですか。どうなんですか。国の基準の中にあるんですか。

和田社会福祉課長 本来生活保護制度の中で、例えば貸付けというのであれば、本来は収入認定されるものでございますけど、このことについては、国のほうからも収入認定しないものとしております。そういった形で国のほうからも認められております。

山田伸幸委員 コロナ禍に入ってから様々な給付金がありますよね。そういったものをこのエアコン購入に充てるということもできたということですか。

和田社会福祉課長 給付金等も収入認定をしておりません。使用用途については特に規定はございません。

前田浩司委員 175ページの12節委託料の中のレセプト点検委託料が若干増えているんですけども、何か新たに取り組むことがあるんでしょうか。

田辺社会福祉課生活保護係長 レセプト点検委託料につきましては、現在委託してる業者に見積りを依頼しましたら、物価高騰や最低賃金の引上げ等

の理由から人件費が高騰しているというところで、金額が増加しているものとなっております。

山田伸幸委員 先ほどのエアコン購入のための貸付けということなんですけど、それは全額購入に充てられるぐらいの金額が貸し付けられるのかどうか、いかがでしょうか。

奥良秀分科会長 すみません、その貸付けのところはどこの節になるのか、そこを指摘しながら質疑を行ってください。そこを明確に山田委員のほうから。

山田伸幸委員 そこが分からないからそういう聞き方してるんですよ。

奥良秀分科会長 だからどこになるんでしょうか。

和田社会福祉課長 この貸付け制度につきましての社会福祉協議会の制度になりますのでこの予算書の中には入っておりません。

奥良秀分科会長 入ってません。了解しました。175ページ、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）あとは176ページ、177ページの4項1目。

山田伸幸委員 災害救助費としていろいろ消耗品だとか計画策定と様々あるんですけど、備蓄についてはここでは計上されてないんですか。

和田社会福祉課長課長 備蓄につきましては、今回の骨格予算では計上しておりません。

山田伸幸委員 ということは、この間計上されていて、今回計上していないのは何か理由があるんですか。

道元社会福祉課主幹兼地域福祉係長事務取扱い 災害時の備蓄につきましては、これまでも一般会計での予算化はしておらず、日本赤十字社の費用から備蓄を捻出しておりました。そのため、市の予算上には災害時の備蓄は計上しておりません。

山田伸幸委員 昨今の災害等を見ても、やはりプライバシーを守るだとか、それとかトイレを誰でも使えるようなものにしていくとか、そういったことも全部、日本赤十字のほうの予算でされていくということなんですか。それだけの予算というのがあるとしたら、市民からの寄附しかないと思うんですけど、どうなんですか。

道元社会福祉課主幹兼地域福祉係長事務取扱い 災害時の備蓄につきましては、これまでは日本赤十字社の限られた予算の中から捻出して備蓄を行ってきました。そのおかげで最低限の備蓄はそろっていると市として認識しております。しかしながら、昨今の大規模災害を想定した備蓄については、それだけの規模で必要なかどうかを市としても今後精査し、適切な予算要求を行う必要があると考えています。今回の骨格予算には計上していないため、引き続き、日本赤十字社の予算で備蓄を整えていく方向です。

古豊和恵委員 令和6年度は報奨金として載ってたんですけど、今回は計画策定支援委託料ということで、多分ケアマネジャーにお支払いする金額だと思います。これは何件分とか分かりますか。

道元社会福祉課主幹兼地域福祉係長事務取扱い 委員の御指摘のとおり、こちらは災害時の要支援者への個別避難計画の作成に関する委託料になります。昨年度までは報奨金という形で計上しておりましたが、実績はゼロという状況が続いておりました。そこで今年度、新たに協議を行い、ケアマネジャーの所属する事業所と委託契約を結んで個別避難計画を作成

することが決まりました。そのため、計画策定支援委託料として計上させていただきます。1件当たり7,000円で、計50人分の作成となっております。

吉永美子副分科会長 せっかく御答弁いただいたんですけど、7,000円掛ける50人の根拠を教えてください。

道元社会福祉課主幹兼地域福祉係長事務取扱い まず、7,000円の根拠ですが、こちらは国の特別交付税の措置がございますので、作成1件当たり7,000円を上限とするということになっております。50人という根拠につきましては、50人を目標にするということなんですけども、1件当たりの時間が相当数時間かかるということ、およそが50件、最大50件できればというところでの目標値でございます。

古豊和恵委員 その下の扶助費、見舞金ですけれども、これはどなたに出す見舞金なんでしょうか。

道元社会福祉課主幹兼地域福祉係長事務取扱い こちらの見舞金につきましては、大雨などの災害時に床上浸水などが発生した世帯に対する見舞金です。また、火災において全焼・半焼、死亡などが発生した際の見舞金となっております。

古豊和恵委員 そうするとこれは、もしも災害が起きた場合には、大体1件当たり幾らで何件分を想定されているというのは分かりますか。

道元社会福祉課主幹兼地域福祉係長事務取扱い 災害はないにこしたことはありませんが、一応予算を計上しております。全半焼や床上浸水につきましては、1件当たり3万円、火事の部分焼の場合は5,000円を支給させていただいております。根拠としては、3万円の見舞金が8件分、部分焼の見舞金が2件分で、合計25万円となっております。

奥良秀分科会長 177ページまでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）歳入のほうからの質疑はありますか。44ページ、45ページ、17款1項1目の一部、あと2目の一部。続きまして、48ページはいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ないですか。歳入のほうの質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なしということで審査番号の6番を終了いたします。職員入替えのため休憩し、10時40分から再開いたします。

---

午前10時28分 休憩

---

---

午前10時40分 再開

---

奥良秀分科会長 それでは、休憩を解きまして分科会を再開いたします。続きまして、審査番号7番の生活安全課について審査を行います。審査事業はありませんので、予算書に沿って進めてまいります。まずは、2款1項1目から、62ページから始めます。62、63ページは、よろしいですか。

吉永美子副分科会長 生活安全課としては、令和7年度も同人数でいかれるとこの確認だけお願いします。その予定であるかどうかの確認だけお願いします。

熊野生活安全課長兼消費生活センター所長 人事案件になるんですが、当課としては一応そのつもりでおります。

奥良秀分科会長 続きまして、64、65ページに移ります。ここは担当課の予算的なものではありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないですね。次の66、67ページで。

古豊和恵委員 19節扶助費の見舞金とありますが、これは、どこに出す見舞金なのでしょうか。

岡野生活安全課防犯交通係長 これは犯罪被害者等見舞金というものでして、犯罪被害に遭われた場合に市民の方にお渡しする見舞金です。

山田伸幸委員 これは30万円ということなんですけれど、こういった内容でこの金額になるのでしょうかね。例えば1件当たり5万円で6人とか、そういうふうな形になってるんですか。それとも30万円でひとくくりなのでしょうか。

岡野生活安全課防犯交通係長 見舞金には、遺族見舞金と重症病見舞金と性犯罪被害見舞金とございます。遺族見舞金が30万円、重症病見舞金が10万円、性犯罪被害見舞金が10万円ということですので、他市等の実績などを聞きますと、1件あるかないかというようなことですので、遺族見舞金が出た場合の歳入前までの予算としております。

吉永美子副分科会長 考え方としては、30万円は遺族に払う分という考え方ですか。

岡野生活安全課防犯交通係長 いえ、遺族だけでなく、障害を受けられた方…  
…

吉永美子副分科会長 30万円ということになってるからです。遺族の1件とか、性被害の方に1件とかではなくて、30万円というくくりの中でいうと、あつたらいけないことなので、逆に考え方としては、遺族だったら、ちょうど30万円だから、予算立ての考え方としては、そういう考え方でよろしいですかってお聞きしています。

熊野生活安全課長兼消費生活センター所長 見舞金については3種類ございま

すけれども、一応枠取りということで、申請が出た際には、また補正なりで検討するということになります。

吉永美子副分科会長 そうすると、こういった見舞金を出すことがないように、当然、そういう市であってほしいと願っているわけですが、この犯罪被害者の支援の部分では、生活安全課としては、犯罪被害者を生まないような啓蒙とか、そういった部分での予算は、令和7年度は計上してはおられないということですね。予算です。

熊野生活安全課長兼消費生活センター所長 予算については計上しておりません。こちらについては、警察署と連携して対応していくということにしております。

吉永美子副分科会長 要は犯罪被害者を生まないために、やっぱり条例をつかったわけですから、令和7年度、そういう方々を生まないように、また、そういう方々に対して優しい市であってほしいとか、いろいろな考え方があると思うんですよ。それをどのように発信していかれるかっていうところで、予算立てというところがありますが、考え方を教えていただけたらと思ってお聞きしております。

熊野生活安全課長兼消費生活センター所長 予算については、先ほども申し上げたとおりなんですけれども、警察署と連携いたしまして講演会ですとか、いろんな活動を通じて、犯罪被害者の方の支援に資するように対応していきたいと思います。

奥良秀分科会長 その他、質疑を求めます。67ページが終わったら、次は72ページですね。72ページの一部に無料法律相談。これは何回されるのか、そして何名ぐらいこの無料法律相談で相談できるのか、その点をお答えください。

三隅生活安全課市民相談係長 こちらの無料法律相談ですが、弁護士相談と司法書士相談と2種類の相談を行っております。弁護士相談と司法書士相談ともに月1回、定員12名で行っております。それぞれ弁護士が2名、司法書士が2名来ていただいている状態です。もし全部の定員が埋まったと考えると、年間で288名の方に相談を受けていただくようになります。

吉永美子副分科会長 これについては、いわゆる今年度の当初予算の審査のときに、定員を超えたことがありましたというのがあったんですが、私の聞き違いでなければ、定員が10名と当時おっしゃってたと思っております。令和7年度は、定員を増やして、定員を超えないようにしていただけるということによろしいでしょうか。

三隅生活安全課市民相談係長 令和6年度はおっしゃるとおり、定員を10名から12名に増やしております。現在2月まで開催をしております。全部で115名の方が弁護士相談を受けていらっしゃいます。受けられなかった方は現在のところ10名おられまして、昨年2月時点では受けられない方が、25名だったことと比べると、15名ほど減少している状態になります。

吉永美子副分科会長 司法書士を入れて115名ですか。

三隅生活安全課市民相談係長 こちらは弁護士相談のみの数字になります。

奥良秀分科会長 続きまして、84ページ、85ページに移ります。

山田伸幸委員 老朽危険空き家に対して市内から「うちの自治会のこれ」といったようにいろいろそういう申立てがあろうかと思うんですけど、今そういうことで、生活安全課のほうで、申立てがあって、チェックするのは何件ぐらい抱えておられるのでしょうか。

平生活安全課主幹兼消費生活センター主幹 現在、市民の方から、市のほうに通報等苦情なりあって、文書等々送付して対応しているという空き家については、正確な数字はないんですけども、10件程度であると思われます。

山田伸幸委員 そういったものをそのまま放置するわけにはいかないわけで、それに対する手当てとか、例えば物が飛ばないようにとか崩れないようにとか、そういったものは、どのように対応されているのでしょうか。

奥良秀分科会長 令和7年度予算の中でどのように入っているかってことでお答えください。

平生活安全課主幹兼消費生活センター主幹 基本的には、やはり所有者の方に、対応していただくというところが一番ですので、善処文書を送付するということになります。ただ、所有者の方に対応していただけない、また所有者の方に連絡を取るいとまがないといって、もうすぐさま対応しないと、その第三者の方に被害を与えてしまうというような場合に備えて、この予算でいうと、12節の委託料の中にあり、そういった場合は、空家安全措置委託料で対応いたしまして、市のほうで一旦対応するんですが、それにかかった経費については所有者の方に請求をするという形になります。

古豊和恵委員 18節空家利活用改修補助金100万円、これはリフォームとは違うと思うんですけども、過去何件ぐらい申請があって、令和7年度は何件分を予算立てていらっしゃるのでしょうか。

平生活安全課主幹兼消費生活センター主幹 空き家利活用改修補助金については、令和3年度から制度を開始いたしまして、その実績で言いますと、令和3年度から令和6年度まで、全てその年度で1件でございます。令

和7年度の予算取りも1件分を計上しております。

中岡英二委員 今回の関連なんですが、この予算取りが、かなり減ってますよね。

これ先ほど言われたように、この上からいきますと、老朽危険空家等除却促進補助金、これも、空家家財道具等処分費補助金、これもその推移っていうかな、どれぐらいの対象が減ってきているのか。

平生活安全課主幹兼消費生活センター主幹 補助金の推移についてでございます。まず、老朽危険空き家の除却促進事業補助金についてですけども、こちらが、令和元年度からスタートいたしまして、令和元年度は3件でございます。令和2年度が4件、令和3年度は6件、令和4年度が8件、令和5年度は17件、令和6年度は11件でございます。次に家財道具の処分についてでございますけども、こちらは令和4年度からスタートした制度でございます。令和4年度は3件、令和5年度も3件、令和6年度は2件でございます。

奥良秀分科会長 令和7年度の予算は、何件をお見込みなんでしょうか。

平生活安全課主幹兼消費生活センター主幹 老朽危険空き家につきましては、令和7年度は11件、利活用は1件、家財道具は5件を見込んでおります。

山田伸幸委員 その下の地域コミュニティースペース促進事業補助金はどういったものをいうんでしょうか。

平生活安全課主幹兼消費生活センター主幹 この制度は、地域コミュニティの維持促進につながるような施設、例えば自治会館といったものに空き家を活用する場合に、その改修に必要な経費を補助する制度でございます。

奥良秀分科会長 制度ができたときに説明があったと思います。

前田浩司委員 ただいま説明がありましたコミュニティーの実績もお伺いしてもよろしいでしょうか。

奥良秀分科会長 実績というか、令和7年度の見込みですね。

平生活安全課主幹兼消費生活センター主幹 こちらは今年度からスタートした制度でございまして、まだ実績はございません。令和7年度の見込みといたしましては、1件ほど見込んでおります。

古豊和恵委員 12目7節の報償金ですけれども、こちら101万5,000円、この報償品は、誰にどのような理由では支払われるのでしょうか。

岡野生活安全課防犯交通係長 交通安全指導員といたしまして、道路街頭での子供や歩行者などの横断を指導する方への報酬でございまして。

古豊和恵委員 何人ぐらいを予定していますか。

岡野生活安全課防犯交通係長 29名を予定しております。

古豊和恵委員 計算したら分かるんでしょうけど、29名が、1回当たりお幾らでしょうか。

岡野生活安全課防犯交通係長 年間で3万5,000円、29名で予算を立てております。

吉永美子副分科会長 交通安全指導員として認めるのは警察ですよ、違いますか。

岡野生活安全課防犯交通係長　こちらは市が独自に委嘱をしております。警察からというのは、県のほうで交通指導員というのもあるんですが、市は市で、交通安全指導員を委嘱しております。

吉永美子副分科会長　これについては、山陽小野田市にある警察署とかは全く絡まないという、あくまでも市と市が指導員としてお願いしますという形で警察は関与しないんですね。

岡野生活安全課防犯交通係長　関与しないというか、指導員会議を年間1回か2回してございまして、その際には講師として、交通安全指導のアドバイスを頂いたりして講習をお願いしております。

古豊和恵委員　そうするとこの29名というのは、市内全域に各校区に必ずいらっしゃる人数なんですか。

岡野生活安全課防犯交通係長　全地区にはいらっしゃらないです。いない地区もあります。

古豊和恵委員　いない地区というのは、どういった理由でいないのでしょうか。

岡野生活安全課防犯交通係長　なかなか次になっていただける方が見つからないというところがあります。

吉永美子副分科会長　指導員の皆様は、朝、児童生徒が通学するときに見守るというのが基本的な活動でしょうか。

岡野生活安全課防犯交通係長　基本はそのとおりです。そのほかにも、交通安全教室、小中学校、幼稚園、保育園もあるんですが、そのときにもお手伝いしていただいたり、スーパーなどでキャンペーンをするときにも手伝っていただいたりしております。

吉永美子副分科会長　そうすると朝早い時間から子供たちを見守ってくださっている方々ですね。月じゃなくて年3万5,000円という報償金の考え方を教えてください。

岡野生活安全課防犯交通係長　基本的には毎月1日と15日が県の交通安全の運動の日となっております、その日と年間あります各季の交通安全運動の期間中に立っていただくようお願いしております。

古豊和恵委員　そうすると、子供たちの見守りのために毎日立つというわけではないわけですね。主立った日にちだけでということですね。

岡野生活安全課防犯交通係長　中には毎日立たれてる方もいらっしゃるんですが、うちからのお願いとしては、少なくともその期間の間だけはお願いしたいということでお伝えしております。

前田浩司委員　空き家のところで、12節委託料のシステム保守委託料が若干増えてるんですけども、これはどういった要因で増やされてるのかをお尋ねします。

平生活安全課主幹兼消費生活センター主幹　こちらのシステムが、空き家等管理システムというものでございまして、令和5年度に導入したシステムでございまして。令和6年度につきましては、稼働1年目ということで、保守にかかる大部分が値引きをされていたという状況でございました。これが、令和7年度におきましては稼働2年目になりまして、その値引きされていた部分が通常どおりかかるということになりますので、その部分が増額となった要因でございまして。

前田浩司委員　ちなみに増えた金額は妥当な数字ということで理解してよろしいのでしょうか。

平生活安全課主幹兼消費生活センター主幹　こちらについては、選定をプロポーザルで行ったんですけれども、そのときからもこの金額ということで御提示していただいて、業者決定をした金額でございますので、妥当なものであると考えております。

前田浩司委員　このシステムというのは例の空き家バンクのシステムということ、実際その空き家バンクの登録件数とかっていうか、今、実際どういう状況で今後どういう推移の方向に考えておられるか、その辺をお尋ねさせていただきます。

平生活安全課主幹兼消費生活センター主幹　空き家バンクの件数についてですけども、こちらが令和2年度から開始された制度でございますので、これまで登録された総登録件数は63件ございます。令和6年度だけでいうと18件の登録がございました。この件数につきましては、この市内にある空き家の数からするとまだ全然少ないと思っておりますので、これは例年やっていることではございますけれども、固定資産税の納税通知書の中に、空き家バンクに登録しませんかというような文書も同封しております。こういったことを利用しながら、周知に努めて、空き家バンクの登録件数の増加に努めたいと思っております。

吉永美子副分科会長　当然少ないですね。A判定とB判定とか、要は優良である空き家数を教えていただけたらと思います。

平生活安全課主幹兼消費生活センター主幹　令和4年度に行いました空家等実態調査の結果によると、程度のよい空き家、A、Bの判定になるような空き家でございますけれども、こちらが約2,000件程度ございましたので、やはり空き家バンクの登録件数からすれば、かなり少ないということが言えると思います。

前田浩司委員 今の件にちょっと関連して、所有者向けに確認の書類を送るっていうことだったと思うんですけども、Aランク、Bランクに関する方に送って、実際戻ってきた件数、回収率は何%ぐらいですか。

平生活安全課主幹兼消費生活センター主幹 A、Bランクに限った方ではなくて、固定資産税の納税通知書に同封しますが、それが3万枚程度あるので、全ての方が空き家で活用可能かどうかというのは分からないんです。ただ、登録された件数というのは先ほど言いましたとおり、令和6年度におきましては18件しかございませんでしたので、空き家の数からすれば、かなり少ないとは思っております。

奥良秀分科会長 回収率は、令和6年度なので、また、そこは決算で今度は聞かなくてはいけないと思いますので大丈夫です。一つ教えてほしいんですが、交通指導員は、どういうふうな選定になっているんでしょうか。要はここになるために、どのようなプロセスを取ってここになれるんでしょうか。

岡野生活安全課防犯交通係長 プロセスは、やめられる方がいらっしゃった場合に、その方から推薦を頂ければその方に聞いてということなんですが、そうでない場合でも、そこに立たれ始められたりとか、状況によってお願いできる方がいらっしゃったら、こちらからお願いしてみるということもしております。

奥良秀分科会長 その方の正式な役職の名前って、もう一度、交通安全指導員でよろしいんですか。肩書がありますよね。もちろん報酬を渡されるので。

岡野生活安全課防犯交通係長 正式な名前は山陽小野田市交通安全指導員です。

奥良秀分科会長 指導員ってことは、年間何回か講習を受けたりとか、もちろ

んそういう知識がある方、今の話では、後継者も次の人を決めたらなれるよという話だったんですけど、資格は、もちろん持たれて指導される立場ですよ。そういうことをされてるんでしょうか。

熊野生活安全課長兼消費生活センター所長 こちらの交通安全指導員につきましては、山陽小野田市の交通安全指導員規則というものがございまして、指導員は市内に住所を有しその職務の遂行に必要な熱意、及び適格性を有する者のうちから市長が委嘱することなので、熱意というところで、やめられた方で、御存じの方、その地域で交通安全に資する情報というか、熱意をお持ちの方にお話をして、お話を聞く中で、やっていただける適格性があるということで判断されればこちらから委嘱をするという形を取っております。

奥良秀分科会長 その熱意と能力等は、どう合っているのかと。要はその要綱は更新していかないと、やはり熱意があって、地域のために頑張られているのはよく分かっているんですけど、本当に要は近年いろんな交通災害が起きてる中で、そういう講習とか能力とか知識とかは、市から報酬を出してる以上は、やはりきちんと講習であったりとか、能力のアップとかを望んでいかないといけないと思うんですが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

熊野生活安全課長兼消費生活センター所長 交通指導員の方々につきましては、定期的に講習会等も開かせていただいて、能力の向上に努めるということと、警察署のほうからも講師というか、直近の情報を教えていただいたり、講習を受けていただくというようなことで、能力の向上に努めているところです。

奥良秀分科会長 先ほど言われたのが、要は後継者、この人ですって言われたら、その人がなれるって話だったんで、そのなった人、つまりこの人って任された人に能力があるって分かるんですかね。その辺をお聞きし

たいので、どう選定されてるのかなと、ちょっと分からなくなってきたので、その辺もよく分かる説明をお願いしたいと思うんですが。

熊野生活安全課長兼消費生活センター所長 交通安全週間のときに街頭に立っていただくっていうのも主な仕事です。このときに市の職員も街宣車等で回っております。適宜状況を確認しながら、その方の状況も把握に努めているというところなんです。あとは定期的な講習で、日頃の面談というか、会議等でお話しする機会もありますので、そういったことで状況の把握に努めているところなんです。

奥良秀分科会長 定期的な講習って、この令和7年度は何かやられる予定でしょうか。

岡野生活安全課防犯交通係長 令和7年度は、2回講習をする予定です。

奥良秀分科会長 2回でできるんですか。すみません、突っ込んで。その報酬をもらうに値する能力というのは、2回できちんとできると担当課は思われているんでしょうか。

岡野生活安全課防犯交通係長 今、されている方は、結構長い方もいらっしゃるんで、それまでの経験もあると思うので、2回でよいかと思います。

奥良秀分科会長 そこを言ってしまうと、長くない人は経験ないというふうになってしまいますので、ちょっと答弁に気をつけていただきたいと思えますし、あくまで私はこれを否定するものではなくて、もっと正確にやっていただきたいなということがあったので、質疑させてもらいます。その辺は今後はきちんとやってもらえるんでしょうか。

熊野生活安全課長兼消費生活センター所長 講習等を通じまして、適切に街頭に立っていただいたり、いろんな交通安全キャンペーンとか、市内の小

中学校の交通安全教室の講習会といったものに参加していただくことで、いろいろな交通安全の状況も知ることもできます。

奥良秀分科会長 今、答弁は終わりましたか。いや、違うんですよ。そこで勉強されても困るんですよ。小学校、中学校の児童生徒に交通ルールを教えるときに、同じく勉強してもらっては困るんですよ。そこで、この人たちが能力を発揮して、こうだよって教えてもらうのが指導員ですよ。そこを履き違えられてるんじゃないかなと私は思うんですが、いかがでしょうか。

熊野生活安全課長兼消費生活センター所長 申し訳ございません。定期的な講習会を通じまして、指導員の能力の向上に努めてまいりたいと思います。

奥良秀分科会長 ぜひお願いします。85ページまででよろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）続きまして、90ページに行きます。90ページの20目、自治会活動推進費です。

吉永美子副分科会長 このページのいわゆる18節負担金、補助及び交付金の自治会事務費補助金と自治会連合会補助金がございます。自治会連合会補助金はそのままなんですけど、令和7年度、令和6年度引き続き微々たるものですが、事務費の補助金が減っております。この理由は何でしょうか。

熊野生活安全課長兼消費生活センター所長 自治会事務費補助金については、市民活動推進課です。

奥良秀分科会長 すみません。

熊野生活安全課長兼消費生活センター所長 18節の生活安全課に関係がございますのが、防犯対策協議会補助金、防犯外灯設置補助金、山口県暴力

迫放県民会議負担金、防犯カメラ設置補助金でございます。

奥良秀分科会長 93ページに移りましょう。93ページから質疑はありますか。

山田伸幸委員 防犯外灯設置補助金、200万円なんですけど、もうLEDについては、ほぼ行き着いているんじゃないかなと思うんです。200万円となるとまた相当な灯数を考えておられると思うんですけど、どこか特定の地域で遅れているとかいうのがあるんでしょうか。

岡野生活安全課防犯交通係長 申し訳ございません、どの地域で遅れているということまでは把握しておりません。

山田伸幸委員 いろいろな自治会が申請を出していると思うんですけれど、傾向とかその辺もつかんでおられないですかね。

岡野生活安全課防犯交通係長 ほとんどの自治会が、LED灯への交換は終わっているようなんですけれども、LED灯の灯化促進の申請をされるころは、壊れたと同時に、蛍光灯からLEDに替えるという方とか、予算上の成り行き状況を見て、替えられるという傾向があるように思われます。

古豊和恵委員 一番下の防犯カメラ設置補助金が、昨年までは100万円だったのが20万円に落ちてますけれども、これは防犯カメラをつけるところが少ないから、こんなに減ったんでしょうか。

奥良秀分科会長 補正でもやりました。

熊野生活安全課長兼消費生活センター所長 防犯カメラ設置補助金につきましては、令和6年度は100万円ございました。今年度は20万円という

ことで、こちらにつきましては、令和5年度、それから令和6年度の実績を基に予算のほうを立てさせていただいております。近年の実績、相談件数から、この20万円で対応できるのではないかと考えております。ただ、防犯外灯は、防犯対策としては有用でございますので、仮に予算を超えるような申請があった場合は、相談して対応を考えたいと思っております。

古豊和恵委員 要は設置件数じゃなくて、申請件数も少なかったから令和7年度は、この金額になったということによろしいですかね。

熊野生活安全課長兼消費生活センター所長 そのとおりでございます。

山田伸幸委員 設置申請の要綱を見直すお考えはないですか。

熊野生活安全課長兼消費生活センター所長 補正のときにもお話させていただいて、一応県内の他市の状況も調べさせていただいて、防犯カメラの設置補助金を行っているところが宇部市と美祢市でございます。その要綱を確認させていただいたんですけど、どちらも山陽小野田市と同様の要綱の内容でございまして、やはりプライバシーの部分には配慮をされておりました。プライバシーの配慮の部分については、御理解を頂いた上で申請を頂ければなと思っております。

吉永美子副分科会長 私の認識が間違っていれば、御指摘いただきたいんですが、ブラックアルバイトっていうんでしたっけ、よく闇バイトって言われる関係で、大きな事件が起きたりとかして、国の考え方として、防犯カメラと青色回転灯を進めるっていうお話が私はあったように思っています。山陽小野田市として、やはりそういった被害に市民が絶対遭わないようにしていかなければいけないという部分では、この防犯カメラの設置は、これまで以上に必要性を持ち、国の指示があれば動くということによろしいですか。現在何も言ってきてないということですかね。

熊野生活安全課長兼消費生活センター所長 現在については、国のほうから防犯カメラ等についての情報はございませんが、今、闇バイトとか、凶悪事件等も増えておりますので、国のほうからそういった情報があれば積極的に参加していきたいと思っております。

奥良秀分科会長 防犯カメラ、よくテレビとかでもありますし、例えば、今言われた詐欺とか、そういったところでも、受け子と言われる方が行かれたときには、それが決定的な証拠になったりということも現在起きている状況なんですよ。生活安全課は警察ともかなり連携を密にされて事業をされていると思います。だから、そういったこともきちんと考えながら、プライバシーも大事ですけど、そういう生活安全を守るための防犯カメラが必要であるということを訴えるような活動はもっとしていかななくてはいけないかなと思います。令和7年度はどのように進めてまいりますか。

熊野生活安全課長兼消費生活センター所長 そうですね、防犯カメラは地域防犯の対策には、本当に有用で必要ではないかと思っております。ただ近年の実績がなかなか伸びない中で、この制度で本当にいいのかというところは見直しをしていく必要もあるとは考えておりますけれども、そこについては、関係団体と協議しながら、どのような形が山陽小野田市の地域防犯にとっていいのか協議をしてまいりたいと思います。

奥良秀分科会長 宇部市、美祢市の意向も聞かれたってことなんですが、宇部市、美祢市も同じように低調な設置状況なんですか。

熊野生活安全課長兼消費生活センター所長 宇部市と美祢市については、大体4台分の予算を確保してらっしゃると聞いております。宇部市については実績4台ということで、美祢市についてはゼロ台と聞いております。

奥良秀分科会長 分かりました。93ページまでで質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）続きまして、222ページから225ページまで一括して質疑を求めます。（「なし」と呼ぶ者あり）なしという声が聞こえますが、開けるまで待ちましょう。

山田伸幸委員 この流通対策で、毎年いろんな相談が入っておりますけれど、今回何件ぐらいの相談を受け付けていくつもりで、この予算計上となっているのでしょうか。

三隅生活安全課市民相談係長 消費の相談なんですけども、今年度につきましては、相談件数が1月末時点で289件、令和5年度は281件でした。現在、例年見ますとほぼ横ばいで推移している状況ですので、例年どおり同じぐらいの件数があるのではないかという予測で予算を組んでおります。

吉永美子副分科会長 研修負担金についてですが、この消費者行政、本当に複雑化していると思いますし、研修はとっても大事だと思うんですが、この研修というのはどういうもので、この負担金の金額が定まらない理由と併せてお知らせください。

三隅生活安全課市民相談係長 令和6年度ですが、国民生活センターの行う研修を職員相談員合わせて12回ほど受講している状態です。内容については、消費者行政の基礎的なものから、インターネット取引や靈感商法などの具体的なトラブルについて、学ぶ専門的なものまで様々なものがございまして。研修については、内容によって、1日だけのもの、2日間のもの、3日間のものと、それぞれ受講料が違ってまいりますので、受講の予定回数は、令和6年度と同じだけ予測していますが、どうしてもその内容を見た場合で、予算額が減額となっている状態です。

奥良秀分科会長 その他、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑

なしということで、歳入のほうに移りたいと思います。48ページから55ページの生活安全課で言ったら、21款5項2目雑入があります。お願いします。

熊野生活安全課長兼消費生活センター所長 歳入については、34、35ページの国庫補助金、総務費国庫補助金の空き家対策総合支援事業補助金、それから、40、41ページですね。県支出金の商工費県補助金の地方消費者行政推進事業補助金、それから、46、47ページのふるさと支援基金繰入金の中の一部がございましたのと、あと雑入、50、51ページで、下から5番目の空家等緊急安全措置負担金でございます。

奥良秀分科会長 歳入のほうから質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）歳入のほうからの質疑もなしということで、7番の審査を終わりたいと思います。ここで暫時休憩に入ります。

---

午前11時32分 休憩

---

---

午前11時35分 再開

---

奥良秀分科会長 暫時休憩を解きまして、分科会を再開いたします。令和7年度予算につきまして、一通りの審査が終わった中で、この後どのように進めていくかなんですが、何か委員からの意見はありますか。

中岡英二委員 自由討議をお願いしたいと思います。その案件については、公立保育所整備事業、日の出保育園やのぞみ園更新事業など民生福祉が担当する公共施設の審査を私自身もあまり詳しくなかったもので、もう少し厳格にしていく方法はないかと思っております。この審査には、やはり基本設計実施設計工事請負費と巨額の予算がつきます。そうした流れの中では、審査の途中に過去の審査に立ち戻れないので、建築に関わっ

た課からの詳しい説明を聞きながら、こういう事業の審査をしていければと思っております。そうするには例えば建築に関しては、住宅建築課の資料を事前に頂くとか、議長の許可が要ると思いますけど、担当課に来ていただいて、もっと実施設計工事請負費の費用等、委員会の中で、もっと厳格にできたらいいなと思います。そこで、委員の皆さんのお考えを聞いていきたいなと思って提案しました。それともう1件いいですかね。（「はい、どうぞ」と呼ぶ者あり）このたび、加齢性難聴機購入助成事業についてこの対象要件について、この事業は、当委員会においても請願を採択しております。この事業の本来の目的は、働く意欲のある高齢者の社会参加、これがやはり、この事業を支援する一つの目的と思って、私は賛成しました。その中の要件の中で、（2）で、住民税が非課税、これが要件の中に入っていること自体が、私らが考えていた、この事業の目的とちょっと外れるんじゃないかと考えております。他市を見ても、岩国市なんかはこういう要件が入っていません。下関市あたりは入っていました。もう1件、（5）の医師の意見書で、まともに診断書を書いてもらったら、5,000円ぐらいかかると思うんですが、これを無料にしてほしいと思っております。これは、執行部もちょっと言われていましたけど、ホームページを開いて、申請書を出していただいて、医師のサインを頂いて、無料でやっていただく方向に、これ今後、今年はあれかもしれんですけど、変えていただきたいなと思います。それともう1点、追加として、この本助成事業に受けた方を、5年の間受入れないという要件も他市には入っております。だからその要件は、やっぱりあっていいんじゃないかなと。始めに受けた方が5年後、もう1回受けるという。何回も受けるというんじゃないかと、そういう要件を追加してもいいんじゃないかと思って、この加齢性難聴機購入助成事業の対象要件について、今の3点、追加したりとか削除したりとか、そういう要件についてどういう考えがあるのか、お聞きしていきたいんですが。

奥良秀分科会長 分かりました。

山田伸幸委員 やはり子ども医療費助成の問題で、山陽小野田市が突出して、目立つような存在、いいほうじゃなくて逆に遅れているというのが、如実に分かってまいりまして、これぜひ改善させていきたい、ぜひ求めていきたいと思っています。それと、今出た加齢性難聴者への補聴器購入助成事業もかなりの方とも議論をしましたが、その中で特に言われたのが、今、中岡委員からも出た住民税非課税という縛りですね。それと、先ほど出た5年たたなくてはできないと。私は逆に高齢者の健康状態によっては、進むということもあるんですね。そういったとき5年間受けられないというのでは、もうこの制度が適用できないわけで、そこはもっと短くてもいいんじゃないか。例えば、住宅リフォーム資金助成制度の場合は、1年に1回ということで、翌年も申請できますので、それに比べたら、5年というのはちょっと長過ぎるということですね。そういった点で、制度の改善が必要。それともう1点は、金額そのものは、補助金額が3万円というのは、実際に購入する補聴器からすると、かなり開きがあって、もう本当安いものしか買えなくなるんじゃないかなということもありますので、そこの引上げが実現できないかなということを考えています。

奥良秀分科会長 その他の委員の意見はありますか。

中岡英二委員 公共施設の審査を厳格にというのは、山田委員はどのように…

奥良秀分科会長 ちょっと待ってくださいね。取りあえず、テーブルに全てのものを上げようと思いますので、そのほかはよろしいですかね。今、3項目上がりましたが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では順番にやっていきたいと思います。まず、中岡委員から、公共施設で民生福祉が取り扱っている、例えば、今やられているのは、日の出保育園の新設であったりとか、ねたろう保育園の水の流入の防止の工事であったりとか、のぞみ園の新築であったりとか、そういったところを民生福

社常任委員会、分科会としてでも、きちんと審査ができるように、事前にもっと詳細な資料を執行部から出してもらえるようにっていう話と、あとは、より深い説明を求めるということを言われたんですが、その資料を求めることは、委員会として申しましても、委員の皆さんから請求されれば、出せると思うんですが、その辺、中岡委員はどのように思われるでしょうか。

中岡英二委員 各委員が、そういう資料を請求するのもいいですし、それを全員が共有して、話の中に入れていくことが、やはり必要だと思います。今まで、基本設計とか実施設計工事請負の中で、機械費とか機械代がどれぐらい行ったとか、その土地がどれぐらいあるか、今回は古豊委員が坪単価幾らというのを聞いていましたけども、これはやはり、他市においても、どのような状況で、同じような建物を造った、坪単価だったら比較できると思うんですよ。やっぱりそういう細かなところを聞いていく委員会にしていけたらなという考えです。

奥良秀分科会長 というお考えですけど、ほかの委員の意見を。

古豊和恵委員 私も中岡委員の意見に賛成なんですけれども、例えばねたろう保育園の防水工事、かなりの高額の予算がついてました。その防水工事が、どういうふうにして防水できるのか、全く分からないまま今、きてしまったかなという思いもありますし、もう少し詳しい情報は必要なのではないかなと思いました。

前田浩司委員 今回の審査の部分では、いつのタイミングで調査に入るかっていうのは、私自身の考えはないんですけれども、今、古豊委員がおっしゃられた、ねたろう保育園については、やはりこれまで過去、いろいろと問題があった施設でもありますので、そこはまず重点的に見ていく必要性はあると感じております。それ以外については、確かに建築物のいずれかのタイミングで、現地に出向いて行って調査をしていくのは必要

かと思えますけれども、時期的にはいつ頃かかっていうのは、この場では、私自身はよく分かりません。

中岡英二委員 今後の進め方で、確かに今、ねたろう保育園の浸水対策のこと言われたけど、今後のことで、審査を深めていきたいという意味で私は言ったつもりです。前田委員は今、ねたろう保育園の浸水対策を言われてますけど、さっきも言いましたが、基本設計があつて実施設計があつて工事請負費があつて立ち戻れない、年ごとにやっていきますよね。それが、ここで気づいても、もう委員や執行部からしたら、もう議決してるじゃないかとかになるから、こういう公共事業に対する民生福祉としての審査の仕方としては、もっと厳密に深くやれるような資料が欲しいところです。今後の委員会の進め方ということでお話をしたつもりで、決してねたろう保育園のことだけではないです。

古豊和恵委員 確かにねたろう保育園もあるんですけど、やはりねたろう保育園の反省を生かして、やはりもう少し、きちっと厳格に調査っていうか、こちらも聞くべきではないかなっていうのは考えます。後になって、今回もそうですけれども、もう少し聞けばよかったなということがないように、ただ、知識としてないのは確かなんですよね。専門家のほうから説明をされました。それを聞いたときにどこまで理解できるのかなという不安もあります。だから、その辺りももう少し、我々も勉強できたらなと思います。もう一度、発言させていただきます。やはり巨額の市のお金を使って建てる公共の施設ですので、より良いものができるように、これからも皆さんで、厳格に調査していきたいと思えます。

山田伸幸委員 先ほど言ったんですけれど、加齢性難聴者への……

奥良秀分科会長 すみません、順番を追っていきます。今、保育所等々の建設物に対しての審査についての在り方について話しています。

山田伸幸委員　そういった点から言うのであれば、建設場所そのものが妥当だったかどうかとかいう話になってきますけど、そういうことも言ってもいいんですか。

奥良秀分科会長　今、建物の構築物の安全性であったりとか、その使用であったりとか、あとは金額であったりとか、妥当性であったりとかを、中岡委員のほうはもっと詳細に詰められる方向で、今後の委員会、分科会を進めて行ってほしいという意見を言われております。

山田伸幸委員　それを言われるんだったら、私の一番の懸念事項は、あそこの建設場所そのものですよ。あとどういうふうなものを建てていくかっていうのは、その折々できちんと私たちができるだけ資料も取り寄せて、そして、分からなければ、市以外の別の専門家を呼んで勉強するという必要になってくるはずですから、それは、やればいい。ただ、今回の予算ということであると、もう期日は決まっていますし、その中で一体何ができるのか、やっぱりその辺をよく考えていかなきゃいけないと思います。

奥良秀分科会長　ということなのですが、今回は、先ほど今、山田委員から言われた日の出保育園の件につきましては、たしか質疑の中でも、グラウンドレベルがどのぐらいで、浸水対策はきちんとかなっている。あとは、災害級の雨とかがない限りは大丈夫ですよということも言われておりますので、妥当性というのは、きちんと執行部からの答弁は頂いておると思います。それ以外の天変地異まで言ってしまうと、何とも分かりませんので、議論を戻したいと思います。今、中岡委員が言われた公共施設に関してのもろもろの調査の仕方ですね。今回は今回できちんとできてますので、今後についてもそのようにしていきたいと思います。という流れでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）今、中岡委員にお聞きしたいことが、一点発言の中であるんですが、ほかの議員を呼んで、全員で、（発言する者あり）ちょっと待って、発言させください。

ほかの議員にも、このようなデータで出席していただいて、同じく、議論したいというような発言があったんですが、違うんですかね。

中岡英二委員 会長が今、言われたのは全然違います。この委員会の中である委員が資料請求するじゃないですか。それをこの委員会の中で共有して審査をしていきたいという言い方をしました。

奥良秀分科会長 分かりました。

中岡英二委員 建築住宅課の資料を請求すると。それと建築住宅課の方を呼べるなら、これは議長の判断だと思うので、難しいと思いますけど、そういう人も1人ぐらいおって、しっかりと審査していきたい。先ほども言いましたけど、こういう審査では、後戻りできないというのがあるんですね。基本設計とか実施設計とか工事請負費とかが進んでいます。立ち戻れないから、その都度、しっかりとした審査を今後はしていきたいなと思います。

山田伸幸委員 のぞみ園のときは、建築住宅課の方がおられたんじゃないかなかったですかね。だから、かなり専門的な答弁をされたと思うんですけど、それでは不足ということなんですか。

中岡英二委員 いや、それで結構です。だから今後も続けてほしいということなんですよ。

吉永美子副分科会長 例えばのぞみ園の整備事業でいうと、スケジュールをきちんと分かりやすく出しておられますよね。そういったスケジュールを捉えて、委員会を開いて、閉会中であっても調査をするということで、その時期を捉えてきちんとやっていく流れを私たち委員が、委員会としてやっていくことと、あと1人の委員が、例えば、資料恵与したときは、今は全議員に分かるようになっていきますので、おのずと情報は取れるわ

けですよ。そういったところをきちんとしながら、時期を捉えて、今後も調査をしていくってことを肝に銘じていくということで、よろしいですよ。

奥良秀分科会長 あと、中岡委員から言われた内容で、建物の構造物もそうなんですけど、入札の件も入るんでしょうか。

中岡英二委員 私もはっきり言って、あまりこういうことに詳しくないんですけども、入札は、うちが管轄するようなことじゃないような気がするんですけど、私もよく分かりません。

奥良秀分科会長 ほかの委員はどう思われますか。

古豊和恵委員 私も入札は別かなと思っています。

奥良秀分科会長 分かりました。

前田浩司委員 入札って言っても、中身がやっぱり細かく分からない部分がありますので、その辺については、私は考えておりません。

奥良秀分科会長 ほかに意見はないですかね。いや、委員会で議案として入札のことが上がってきて、それを審査する委員会の一つなので、できないとか、どうかじゃなくて、やはりそこもきちんとやられてると思いますので、そういったものも今後、どのように委員の方が思われてるのかなあという意見もお聞きしたいなと思っています。なかなか分かりにくいという意見がある中で、担当課が来て、その入札の説明をしているんですよ。ただ、入札の所管は、ここでは監理室で総務文教の管轄になってくるとは思うんですけど、そういった流れで、皆さんどう思われてるのかなあと思います。

山田伸幸委員 入札をして工事費等が決まるとか、あるいは、物品の購入だとか、いろいろなところであるんですけど、それが妥当かどうかというときには、例えば、予定価格があれば非常に高止まりしている問題だとか、それとか、もう入札にもかけられずに随意契約になったとか、見積りだけでやったとか、そういったことをしっかり調べた上で、委員会で審査に臨むべきであって、今度の予算審査には、その辺はほとんど関係なかったんじゃないかなと思います。

奥良秀分科会長 そうですね、議案の中にはなかったですね。1番について、今、中岡委員が言われた公共施設に関しての今からの流れ、取組についてはそのように進めてまいりたいと思いますので、また何かあれば言っていただきたいと思います。次に加齢性難聴についての3項目がありますね。人に対するもの、お金に関するもの、あと期間に関するものですね。まずは人に対して、非課税ってということなんですが、その辺は皆さんどう思いでしょうか。委員の意見を求めたいと思います。

吉永美子副分科会長 やはり初めて行う事業で、どういったニーズが本当にあるのかっていうのは、実施しながら吸い上げていくべきだと思うんですよ。ということでは、まず基本的にほかの事業でもよくありますが、やはり収入的に苦しい方々、よくある非課税の方々を、まずは一番に考えてあげるが大事かなと私は思います。分科会の中でも話が出ました医師の意見書について、3万円が補助で出ても、普通のものだとたしか5,500円とかかかると思っているから聞いたんですよ。だから、それはもう当然工夫していただくっていうことで、この民生福祉常任委員会としても、その後どうなったかっていうことは、どう決めたのかっていうことは、やっぱり聞いていかないといけないのかなと思うんですけど、基本的にはまずは収入的に苦しい方々をまず第一義として考えるっていうのは、やっぱり必要などころではないのかなと私は思っております。

山田伸幸委員 今の意見からすると、住民税非課税はあってよろしいという考

え方なんですね。

吉永美子副分科会長 第一義として、こういった非課税の方をまず対象として、一番最初に考えるべき対象であるということを申し上げています。まず始めに、今回初めてする事業ですから、こういったニーズがあるのかという点で、また、検証して、やはりさらにこうしていくべきだということを進めていくっていうのが、まず、最初の、いわゆる入り口というか最初に始めるというところでは大事ですから、令和7年度に事業が始まらなかったら、真っ白だったわけでしょう。まず一步が始まったわけですよ。それは評価してあげるべきじゃないかなと思っています。

山田伸幸委員 緒に就くにという点では、よく決断したかなと思っています。しかも、骨格予算の中で出したということは、スタートが早く切れるということで非常にいい評価をしておるんですけど、ただ、どうしても、いつでも最初から範囲を狭めてしまうというのが、山陽小野田市の特徴かなと思っています。いろんな制度をやったときも常に、じわりじわりという感じで、やはり多くの人を救うというふうになっていません。住民税非課税とは一体、実際のところどの程度の収入かというふうになると、年金だけだったら物すごく高いところまで行くんですね。150万円とか。そういった年金が非常に少ない人と高い人と全く違いますので、その線引きが非常に幅広いもので、非課税としてしまっている。そういったところで、本当にその人が困っている、どうのこうのは本人の実感ですので、それは、私たちは判断できないと思います。ですから、住民税の非課税そのものが、どの程度のものかというのをしっかりとつかんだ上で、これは判断しなくてはいけないんじゃないかなと思います。

奥良秀分科会長 いや、それで、今後どのように進めていかれたらいいかという、山田委員の意見はいかがでしょうか。

山田伸幸委員 これはそれぞれ課税のところでは少し勉強すればすぐ分かる問題ですから、そんなに手間がかかるものではないですし、ぜひ委員会がまとまって、非課税というところを撤廃してほしいという形で委員会がまとまるのが、私は一番いいと思っています。

中岡英二委員 吉永委員の言われること、もっともだと思います。まず非課税の方から、私はこれすぐに撤廃してくれというわけではないんですよ。1年目もこれを見て、もし予算に届かないとか、該当者が少ないという場合は、やはりこの制度のここに問題があるんじゃないかということで、来年度からは、広くこういうのを撤廃して、仮に、これが、この事業が、予算が足りなくなるぐらい利用されたということであれば、こういう非課税の方がもう有効に利用されたということで、一つの成果があると思います。だからこれは、やっぱり来年度も続けていくことだと思いますので、そういうところを委員会として注視していくってということが、大事じゃないかということで、さっき言いました。

奥良秀分科会長 あとは令和7年度が始まっても、動き出しても注力しながら見ていくということによろしいですね。

古豊和恵委員 私も同じ意見で、やはり始まったってというのが、すごく大きいことだと思います。皆さんが努力して努力して制度が始まったわけですから、まず、進めてみる、そしてさっき中岡委員が言われたように、注視をしていく、これが大事なのではないかと思っています。

前田浩司委員 今、皆さん方がおっしゃられたように私も、やっぱり執行部からのいろいろな説明を受けて、一つスタートがここで切れたという状況にあります。あとは引き続きまた問題があるようであれば、民生福祉委員会の中でしっかり取り上げて、一步一步前に進めていきたいということで、この議案は、これで問題ないという認識であります。

奥良秀分科会長 この事業としては評価されるということで、山田委員のほうも、よく骨格予算でやってくれたという評価をされてると思いますので、評価については、よろしいですかね。評価はされていることで。

山田伸幸委員 スタートしたということと、住民税非課税という障壁を設けてということで評価は全然別です。

奥良秀分科会長 ただ、前半の始めたということは評価されてるということでよろしいでしょうか。

山田伸幸委員 それをこちら側の議会の要望は、この制度を導入しろということで導入したわけです。ただ、障壁を設けてきている。しかも、6番目の問題として5年というのも、これも、入れていく方向が言われたので、とんでもないことだなと思っています。高齢者とか、そういう必要のある人の実態が全然分かっていないなというのを感じました。

奥良秀分科会長 評価の話は今、山田委員にお話ししたんですが、始めたことは評価されてるってことでよろしいんですね。そのやり方はまた別として、始めたことは評価されているということでよろしいんですね。

山田伸幸委員 やるなら、ほかの自治体にないようなものを、がっとうるというのが私は、この委員会の総意であったと思いますけれど、いつの間やら、埋め込まれてるなど感じざるを得ません。説明に全部納得されたんだな。私は全然納得しておりませんので。

奥良秀分科会長 分かりました。あとはお金ですね、たしか3万円。この件についても中岡委員から御意見があって、3万円でいかがなんだろうかって話もありましたが。

山田伸幸委員 社会生活を送る上で、やはり、中途半端なものではなくて、や

はりいいものをつけていくというのが、逆に程度の悪いものをつけてしまうと、悪化してしまうおそれもあるわけですから、できたら、中等度以上のものは付けられるように、そうすると、とても3万円ということでは足りないと思います。

奥良秀分科会長 ということなんです。

中岡英二委員 私、3万円のことは、言ってないです。診断書にお金が取られるということで、これを無料にしたらいっていうことを言いました。先ほど山田委員から、5年間では、やはり難聴が進むということで多少理解できましたので、その5年には、もうちょっと今の意見を聞きまして、ちょっと意見が変わりました。もっと短くしてもいいのかなという考えはあります。

奥良秀分科会長 だからちょっと私の進め方が悪かったですね、お金の件につきましては、要は、医師の確認のお金について、五千円幾らっていう確か審査の中でも数字が出ておりましたが、それについても、執行部のほうは、医師会か、もしくは病院課に確認をして、かからないようなことは検討していくという答弁があったと思いますので、それに基づいて、何か意見があるでしょうか。

古豊和恵委員 執行部のほうが、無料になるかどうか調べてみると言われたので、さっきホームページで出したら無料になるかもっていう話でしたね。まずその様子を見ないとこちらでは判断できないのではないかなと思います。

前田浩司委員 今の件についても執行部のほうは一応預かると、前向きに検討したいという回答がその場であったと思いますので、あくまでも、この金額でまずスタートを切るという内容でよろしいかと思います。

奥良秀分科会長 最後に5年間についての御意見はいかがでしょうかね。中岡委員と山田委員は今、意見を言われて、短いほうがいいんじゃないかっていう話もあった中で、たしか執行部の説明では、大体壊れる期間を基準として、1台買ったら、5年ぐらいで故障になるんじゃないかっていう話がありましたので、5年っていうスパンを設けているという説明がありました。

古豊和恵委員 私は5年で改めて申請でできると思っていませんでした。5年たったらまた申請できて、新しいものが手元に届くんだと思っていたので、いいことだなと私は考えました。

奥良秀分科会長 5年というのはいってことですか。

前田浩司委員 5年が妥当かどうかは、実際に渡してみて、徐々に結果が見えてくると思うので、あくまでも、この5年についての執行部の見解を注視していきたいと思っております。

吉永美子副分科会長 少なくとも最初に1年間メーカー保証ではないですけども、今、何でもありますよね。やっぱり、ケアはしてくれると思っているんですけども、この5年間というのが長いのか短いのかは、なかなか判断は難しいです。ただ、やっぱりたくさんの方が、事業による恩恵を被るようになるためには、一つの基準はどうしても、大勢の方が来られたときには対応できるようにっていうことを考えているんだろうと思うから、真っ向から、これについては受け入れられないとは認識しておりません。5年間駄目ですということを受け入れられないとは認識しておりません。

奥良秀分科会長 今から、令和7年度から始まる新規の事業で、実際、要はどれぐらいもつかっていうのもデータとしては始まってから上がってくると思います。その辺も、委員会としてはきちんと注視しながら、都度都

度、この加齢性難聴につきましても、情報を取って、やらなくてはいけない。話合いのときには、きちんとまた調整をしていきたいと思います。その流れでよろしいでしょうかね。

中岡英二委員 この本市の要件の中には、5年というのは入っていないんですよ。執行部は、それを入れると言いましたかね。（発言する者あり）すみません、私ちょっと聞き逃していました。

奥良秀分科会長 ということで、2番目はよろしいですかね。3番目に山田委員が言われた医療費助成制度の事業についてなんですが、中学生までと高校生までという意見がある中で、山田委員は高校生までが妥当性があるのではないかということも言われました。一般質問の中でも、いろいろとある中で、皆さんの御意見をお聞きしたいと思います。

吉永美子副分科会長 確かに今、県内他市の状況を見ても、子供の定義とされてる18歳までっていうところの動きがあることは確かです。当然そこまでいくことに対して、全議員反対っていうのは、もちろんないと思います。ただ、この医療費の関係については、国の動きもやっぱり注視をしていかなければいけないっていうふうな点もございますとともに、市として、子供たちのために何に予算をかけていったらいいのか、いろいろ考えて慎重に取り組んでいると思います。まず、今既に、18歳まで始まったところが本当に実質として、先日7,000万円でしたっけ、金額が出ましたけど、本当に高校生まで対象としたらどのぐらいの医療費増になる負担増になるのかっていうことを、やはり私たちこの民生福祉常任委員会としても、調査ができるものであれば、ぜひ調査をしていく中で、実態が見えてくると思いますので、令和7年度については、まずこの状況を注視をしながら、また調査をしていきたいと思います。

古豊和恵委員 もちろん補助が高校生まであったほうがいいのはベストだと思います。しかし増やせ増やせっていうのばかりではなくて今、言われた

ように、幾らかかるのかっていうのをやはりこちらできちっと調査して、そして市に提示して、いかがでしょうかというのも、必要ではないかと考えます。だから、今のままでいいです。

中岡英二委員 高校生まで医療費無料っていうのは、やはり、他市もやられていますし、検討していく課題だと思いますが、いろいろな福祉の事業があると思います。そうした中で、やはり委員会の中でも、やはりどれが優先順位で一番強いものかとか、そうした中で検討していく最重要課題かもしれません。その辺ほかの市のこともあるだろうし、予算もあるだろうし、いろいろな面で注視していくような事案だとは思いますが。

奥良秀分科会長 いや、中学生までがいいのか、高校生までがいいのか。

中岡英二委員 理想とすれば、やはり高校生までがいいんですけども、これは国の施策にも、こども家庭庁に七兆なんぼの予算がついてますから、そういうところも見ながら、この委員会として福祉事業もたくさんありますから、そういうものを考えながら注視していく、大事な課題とは思っております。

奥良秀分科会長 現状で、令和7年度では中学生まででよろしいというお考えですか。

前田浩司委員 私も現状の今のこのままで、ほかに市として、やっぱりこう取り組たい課題っていうか、事業が、まだまだたくさんあるというような答弁も一応ありましたので、先ほど約7,000万円ぐらいかかるということは当然頭に置きながら、今年度、そういった情報を何らかの形で入手して、今年度はこのまま中学生までの医療費助成制度で十分かというふうに認識しております。

奥良秀分科会長 今、ほかの委員の方は、令和7年度、中学生までがよしとは

していませんよと。今後は、他市の状況であったり、いろいろな先進地を見て、また、委員会で意見をまとめていきいければという話がありましたが、いかがでしょうか。

山田伸幸委員 私はあくまでも急いで、高校生までに拡充すべきだと、これはやっぱり多くの保護者が求めていること。そして、そういった子育て支援に寄与するものだとはっきりと思いますので、それを委員会が執行部の言うとおりに承諾されるというのは、非常に残念でなりませんし、ぜひ皆さんも、私とまとまって、高校生まで、無料を一刻も早く実現しようという声を上げていただきたい。

奥良秀分科会長 今、山田委員の御意見もお聞きしましたので、そのように、皆さんの御意見がかなえられるように、またいろいろと進めていきたいと思えます。ほかに自由討議はよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）皆さんの意見は大体分かりましたので、以上をもちまして、自由討議を終わりたいと思えます。以上をもちまして、一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

---

午後 0 時 2 0 分 散会

---

令和 7 年（2025 年） 3 月 1 3 日

一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会長 奥 良 秀